

事務連絡
令和6年9月30日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道施設の耐震指針の適用について

令和6年能登半島地震では、マンホール浮上や管路の破損が生じるなど、液状化により、多くの被害を受けました。一方、耐震化実施済みの施設では概ね機能が確保されており、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版」((公社)日本下水道協会)における現行の耐震設計の考え方が有効であることが確認されました。

今後の下水道施設の耐震化にあたっては、下記の通り、同指針を準拠して適切な対応を図ってください。都道府県におかれましては、貴管内の下水道管理者(政令指定都市を除く。)に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 下水道施設の新設における耐震設計および既存施設の耐震化にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版」((公社)日本下水道協会)を適用すること。なお、既存施設については、耐震診断を速やかに実施し、現状の耐震性能を把握することが重要となる。
2. 令和6年能登半島地震ではマンホール浮上やそれに伴う管路の破損が確認されたため、マンホールの浮上防止対策として砕石等による埋戻しや躯体の重量化等の液状化対策、可とう継手の設置等による接続部の対策等、耐震工法を検討して整備を行うこと。
3. 下水道施設は、設計地震動のレベルおよび施設の重要度に応じて、地震時にそれぞれの下水道施設が保持すべき耐震性能を確保できるように設計すること。
4. 下水道施設が保持すべき耐震性能については、下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置を定める件(平成24年国土交通省告示第146号)に適合すること。